

平成18年 第2回臨時会

厚岸町議会議録

平成18年5月26日開会

平成18年5月26日閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成18年 厚岸町議会 第2回臨時会 会議録

招 集 期 日	平成18年5月26日		
招 集 場 所	厚岸町 議場		
開催日時	開 会	平成18年5月26日	10時00分
	閉 会	平成18年5月26日	14時20分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁悦郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音喜多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○

以上の結果、出席議員18名 欠席議員0名

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議事係長	高 橋 政 一
--------	---------	------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1)町長部局

町長	若狭	靖
助役	大沼	隆
総務課長	田辺	正保
税財政課長	佐藤	悟
まちづくり推進課長	北村	誠
町民課長	久保	一將
保健介護課長	豊原	隆弘
福祉課長	松見	弘文

(2)教育委員会

教育長	富澤	泰
-----	----	---

1. 会議録署名議員 8番 音喜多 議員 9番 松岡 議員

1. 会 期

5月26日の1日間

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成18年厚岸町議会第2回臨時会議事日程

平成18年5月26日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		行政報告
5	報告第2号	専決処分事項の報告について
6	報告第3号	専決処分事項の報告について
7	報告第4号	専決処分事項の報告について
8	報告第5号	専決処分事項の報告について
9	報告第6号	専決処分事項の報告について
10	議案第64号	平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
11	意見書案第2号	漁業生産活動における地域の環境整備に関する要望意見書

平成18年厚岸町議会第2回臨時会付議事件

議案番号	件名
	行政報告
意見書案第2号	漁業生産活動における地域の環境整備に関する要望意見書
報告第2号	専決処分事項の報告について行政報告
報告第3号	平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
報告第4号	専決処分事項の報告について
報告第5号	専決処分事項の報告について
報告第6号	専決処分事項の報告について
議案第64号	専決処分事項の報告について

厚岸町議会 第2回 臨時会 会議録

【開会前 佐々木町立厚岸病院長よりあいさつ】

- 佐々木院長 おはようございます。この4月1日より病院長を拝命しております、佐々木暢彦と申します。ひとこと自己紹介を兼ねて町民の代表としての皆さんにごあいさつさせていただきます。

広報厚岸に原稿を書いておりますし、外来をやっておりますと町民の方、患者さんはかなり公報を読み込んでいらっしゃるようで、思わぬお話を聞かされることもあります。あそこにも書きましたように、私自身、札幌の生まれ、育ちであります。高校ぐらいには田舎での医者をどういうわけか目指しております、自治医科大学という学校へ進みました。栃木県にあります半官半民みたいな医科大学ですが、卒業後は各都道府県の出身地の地域医療を担うように育てるという大学であります。

卒業後、私は旭川医大で研修して、羽幌、稚内方面道北を中心に仕事をしておりましたが、義務年限というのを過ぎた頃にいろいろとお話がありまして母校の自治医科大学の小児科に戻りました。小児科というのはいまもそうですが、いつの時代でも人手不足で大学であっても人手が足りないという、最近やっと認められましたが、10年、20年もっと前からそういう構造はありました。

4、5年したら北海道に戻ろうかと思っていたのが結局10数年大学におりまして、その途中、八丈島であるとか栃木県日光市という、大観光地ではありますが結構山間地、医師の数もそれほど豊富ではないところに勤めた経験もございます。そういった予想外の経過をたどって三年前に出身地の札幌に戻るようになりました。

札幌は小児科も多い地域でありますし、いずれ当初の志どおり地域の小児科医として仕事をしようというつもりでございましたが、この度色々なご縁がありまして厚岸町にまいりました。

学生時代に色々ご指導を受けた五十嵐正紘先生のご縁も確かにあったと私は思っております。幸い大変有能な仲間一緒にと4月から仕事をはじめることが出来ましたので、出来るだけこういった体制を、人が替わっても基本的なところは続けて出来るだけ長い間、皆さんの支持がある限りは仕事を続けたいと思っておりますので、是非よろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

平成18年5月26日

午前10時00分 開会

- 議長（稲井議員） ただいまより、平成18年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします（開会時刻 午前10時00分）

●議長（稲井議員） 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

●議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番音喜多議員、9番松岡議員を指名いたします。

●議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。9番、松岡委員長。

●松岡議員 本日の本会議開会前に議会運営委員会を開催し、本日の審議の内容を審議いたしました。

いずれも議案につきましては本会議で審議することにいたしました。

意見書案第2号 漁業生産活動における地域の環境整備に関する要望意見書についても本会議で審議することに決定いたしました。

会期の決定でございますが、本日一日とする内容でございます。以上で、議会運営委員会報告といたします。

●議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日一日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日間とすることに決定しました。

●議長（稲井議員） 日程第4、町長から行政報告を求められておりますのでこれを許します。町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施における小火器の実弾射撃を伴う訓練実施に関しての行政報告をいたします。

既に新聞等で報道されておりますが、去る4月13日に札幌防衛施設局から、矢臼別演習場における米海兵隊の155ミリ榴弾砲の実弾射撃訓練とともに実施している砲陣地防衛訓練において、小銃・機関銃など小火器の実弾射撃を実施いたしたいとの申し入れがありました。

この小火器による訓練は、これまで、防御陣地を構築して隊員が射撃態勢をとるのみ

のものでありましたが、米側からの要請により、訓練時間の有効活用と訓練の効率化等の観点から、小火器の実弾射撃の訓練を行わせてほしいというものであります。

なお、これに伴って、訓練日数や部隊規模などが増加することはないとのことであります。

この申し入れに対する厚岸町の対応についてであります。関係町との連携が必要と考えており、北海道及び関係町で構成する「矢臼別演習場関係機関連絡会議」での検討・協議を進めております。

現在のところ、この連絡会議の事務局担当である北海道において、同様の申し入れがされた他の訓練移転先演習場での対応などの情報収集を行っているところであります。これらの状況を踏まえながら、さらに関係機関と十分協議し、対応したいと考えています。

- 議長（稲井議員） これより行政報告に対する質疑を行います。なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を質す程度に止めていただきます。

質問ありませんか。

（「なし」の声）

- 議長（稲井議員） なければ以上で行政報告を終わります。
- 議長（稲井議員） 日程第5 報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長。
- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました、報告第2号 専決処分事項の報告について、その内容の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、去る3月27日に可決成立し、3月31日法律第7号として公布されたところであります。

この度の地方税法の一部改正は、個人住民税について、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う所得割税率の改正をはじめ、定率減税の廃止、地震保険料控除制度の創設などが行われ、法人住民税については、中小企業者等の試験研究費の特例が2年間の時限措置として新たに設けられるほか、法人税法の改正にあわせ、地方税法上、法人住民税の規定で「資本等の金額」とされている部分が「資本金等の額」とされ、また、固定資産税では、耐震改修促進税制の創設、平成18年度評価替えに伴い、平成18年度から平成20年度における土地の負担調整措置などが行われ、さらに、市町村たばこ税税率改正などが主な改正内容となっているところであります。

この地方税法の一部改正に係る部分のうち、本年4月1日から施行される一部改正部分について、町税条例においても速やかに改正を行い、4月1日から条例を施行することが必要となりましたが、議会を招集する暇がなかったことから、3月31日に専決処分をもって、町税条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたものであり、地方自治

法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書2ページをお開き願いたいと思います。

総経専第1号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税条例の一部を改正する条例であります。

これよりの説明につきましては、別紙お手元に配布の報告第2号説明資料「町税条例の一部を改正する条例新旧対照表」により行いたいと思います。なお、議案の改め文につきましては、改正の手法上、各条項番号が前後しております。対照表は条項番号の順に沿って作成しておりますのであらかじめご了承願います。

1 ページからご説明申し上げます。

第17条は、個人町民税の非課税の範囲を規定しておりますが第1項第1号は、生活保護法の法律番号を加える改正であります。

第2項は、均等割の非課税基準のうち控除対象配偶者等を有する場合の加算額、現行18万円を、17万円に改正するものであります。

第25条第2項中、「本節」を「この節」に。同項の表中、第1号は、法人税法第2条第16号の規定において定義されていた「資本等の金額」が「資本金等の額」に名称が変更されたこと、及び規定の内容が「法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額」とされ一部、政令への委任とされたこと、また、同法第2条第17号「資本積立金額」は本則規定から、政令への委任事項となり、その計算規定も政令に委任される改正がされたことによる改正であります。均等割に係る税額の取扱いについては変更されるものではないところであります。

改正内容であります。 「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額）」を「資本金等の額（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）」に「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め同項の表中、第2号から第8号は、前号同様に「資本等の金額」という字句を「資本金等の額」に改めるものであります。

3ページに移りたいと思います。第34条第1項の改正は、「一に」という字句を「いずれかに」に改めるもので、第3号は、民法の法律番号を加えるものであります。

4ページ、第46条第9項及び第10項の改正は、「本条」という字句を「この条」に「本項」という字句を「この項」に改め、「法第349条の3第11項」の引用条項を加えるものであります。なお、法第349条の3第11項の規定は、文化財保護法に規定する土地・家屋に係る特例の規定で、当町には対象となる客体はないところであります。

次に、附則の改正であります。附則第5条の改正は、個人の町民税の所得割の非課税の規定中、所得割の非課税限度額のうち控除対象配偶者等を有する場合の加算額「35万円を」とあるのを「32万円を」に改正するものであります。

5ページ、第10条の2第3項の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定中、特定優良賃貸住宅に対する固定資産税

の減額措置が廃止になったことに伴い、この項を削り、以下の項番号を繰り上げるもので、加えて、改正後の、第3項、第4項は引用条項の整備をしたものであります。なお、特定優良賃貸住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成5年法律第52号）の規定により、一定の認定基準に基づき、知事が認定する事業者等が管理する民間の賃貸住宅で、厚岸町には該当する客体（物件）はございません

6ページ、第5項は、耐震改修住宅に対する固定資産税の減額措置が創設されたことに伴う項の追加であります。この、耐震改修住宅に対する固定資産税の減額措置の内容は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合されるよう一定の耐震改修、一戸当たりの工事費30万円以上のものが行われ、その旨証明された場合、当該住宅の120㎡相当部分まで改修家屋全体に係る固定資産税額を2分の1減額するもので、減額は、平成18年1月1日から平成27年12月31日までに改修工事を行った、耐震改修完了の翌年1月1日を賦課期日とする年度分から適用されるものであります。

第11条は、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する内容で、負担調整措置に係る改正であります。土地に対して課する「平成15年度から平成17年度まで」の各年度分の固定資産税の特例に関する年度を「平成18年度から平成20年度まで」に改正し、用語の意義に、住宅用地、商業地等を加えるものであります。

7ページ、第11条の2、土地に対する下落修正措置の延長に伴う改正で、据置年度となる、据え置き年度とは平成18年度が評価替えの年度にあたるため、平成19年度又は平成20年度が据え置き年度となります。この間に価格の下落修正ができる特例措置を継続する改正に伴う整備であります。

8ページ、第12条及び第12条の2の改正につきましては、平成18年度から平成20年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置（継続及び方法）の改正であります。

土地の固定資産税は、これまで税負担の均衡化のため、負担調整措置が行われてきたところですが、今回の地方税法改正により、この負担調整措置の方法が一部が改められたところであります。

その概要は、これまで、負担水準、前年度課税標準額に対する当該年度の評価額の割合でございます。この負担水準がこれまで10%未満から40%以上の各区分に応じ、15%から2.5%の負担調整率により課税標準額を算出してきたものを、住宅用地については、負担水準が80%以上は、前年度の課税標準額を据え置くこと、負担水準が80%未満は、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率、これは6分の1又は3分の1、を乗じて得た額の5%を加えた額を課税標準額とすること、ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とし、商業地等については、負担水準が70%を超えるものは、当該年度の評価額の70%を課税標準額とすること、負担水準が60%以上70%以下は、前年度の課税標準額を据え置くこと、負担水準が60%未満は、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とすること、ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とするものであります。なお、農地にあつては、これまで同様の調整措置内容で、3年間の延長のみの改正であります。

各条項ごとの改正内容ですが、第12条第1項は、宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定中、宅地等に係る負担調整措置の改正に伴う内容で、宅地等の土地の前年の課税標準額と新しい価格と比較して税負担が低い土地は、価格の5パーセント分を前年度の課税標準額に加えたものを算出額とする改正内容であります。

第2項は、第1項の適用を受ける、住宅用地、商業地等に係る負担調整措置の改正で、住宅用地の負担水準が、80%以上の場合は80%の額とする内容であります。80%以上にはならないという規定でございます。商業地等のうち、負担水準が、60%以上の場合60%の額とする内容であります。

第3項は、第1項に係る宅地等に係る、負担調整措置の改正で、前年度の課税標準額が20%未満の場合は20%相当額とする内容であります。

第4項は、住宅用地に係る負担調整措置の改正で、負担水準が80%を超える場合は、前年度課税標準額を据置く内容であります。

第5項は、商業地等に係る負担調整措置の改正で、負担水準が60%以上70%以下のものは、前年度課税標準額を据置く内容であります。

第6項は、商業地等のうち、負担調整措置の改正で、負担水準が70%を超える場合は評価額の70%の額とする内容であります。

第12条の2は、商業地等における土地の価格の特例の規定に引用される条項が、第12条第6項に異動したことにより、当該条文を削除するものであります。

11ページ、第13条は、農地に対して課する固定資産税の負担調整措置の延長に伴う改正でございます。農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例において、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を限度とする措置の延長に伴う改正であります。

12ページ、第13条の3は、価格が著しく下落した土地に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定が廃止されたことにより、条を削除する改正で、価格が著しく下落した土地に課する固定資産税の特例とは、地価の大幅な下落傾向による納税者の負担感に配慮し、平成15年度から平成17年度に限り、負担調整率を「1.0」とし年度の課税標準額を据え置く制度でこの特例が廃止されたものであります。

第14条は、免税点の適用に関する特例の規定中、引用していた「第12条の2」が削除されたことによる引用条項の整理であります。

13ページ、第15条の2第1項は、特別土地保有税の課税の特例の規定中、附則第12条及び第12条の2に規定されていた、負担調整措置の規定が、附則第12条第1項から第6項の内容に改正されたことに伴う改正で、同特例措置の平成18年度から平成20年度までの継続等の改正及び、引用する条項の整備であります。

第2項は、第12条の2の規定が第12条第6項とされたことによる項番号の繰り上げと、取得分に係る課税標準の2分の1とする特例の継続であります。

14ページ、第4項は及び第5項は、項番号の繰り上げと、引用する条項の整備であります。

15ページから18ページ、第20条の4は、条の見出しにあります「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」の規定を追加する改正であります。この「条約適用利子等」及び「条約適用配当等」の内容について申し上げますと、日本と外国との間で租税条約が数多く結ばれ、その実施にあたっては、日本国内の税法の特例として「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（通称：租税条約実施特例法）」を定めているところであります。

これまで締結した租税条約では、個人住民税に関する定めがないことから、国内法での規定の整備もされていなかったとのことであります。本年2月に日本と英国との間に締結された新しい租税条約において、個人住民税に関して条約相手国との間で、課税上の取扱いの異なる、投資事業組合等の事業体を通じて利子や配当金の支払いがある場合に、税率の軽減や免税の規定が適用されることとなり、国内法であります「租税条約実施特例法」の改正がされたものであり、町民税の課税においても、これら特例措置を規定するものでございます。なお、この租税条約に関連する規定の追加は、現時点においては、イギリスと日本は投資事業組合等について同様の課税上の取扱いをしており、この第20条の4に係る特例の適用見込みは当面はないところであります。従いまして1項から6項につきましては、分離課税等々前段説明した内容の規定でございますので説明を省略させていただきます。以上で資料の説明を終わらせていただきます。

議案9ページをお開き願います。

附則でございます。

第1条 施行期日、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

第2条は町民税に関する経過措置の規定であります。

10ページ、第3条は、固定資産税に関する経過措置の規定であります。

以上で報告第2号専決処分事項の報告についての説明を終わらせていただきますが、地方税法の一部を改正する条文中、市町村たばこ税の税率改正は、平成18年7月1日から、退職所得に係る分離課税に係る改正は、平成19年1月1日から、定率減税の廃止、調整控除に係る改正は、平成19年4月1日から、地震保険料控除の創設、個人住民税の住宅ローン控除などに係る改正は、平成20年4月1日から施行されることから、これらに係る町税条例の一部改正につきましては、6月開催予定の第2回定例会に提案させていただき、議会の審議をお願い致したく考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。1番。

●室崎議員 非常にていねいな説明を受けたんですが、聞いている方としては薄暗い迷路をサングラスを掛けて歩いているような気がしてよく解らないんです。税法や税条例の特徴でありまして、字面をひとつずつ見ていっても解らないんです。

それで概括的なことをお聞きするんですが、今回税条例の改正が行われたことによって、厚岸町の税収にはどんな影響があるのか概算でいいですからお聞かせ願いたい。それと、これを見ていきますと形式的な字句の訂正、法律の改正による実質的な字句の改

正、実質的な増税、例えば控除額制度がなくなったとかそういうもの、あるいは税率の変更、それから我が町にはまったく関係のないもの。

その中で町民にとって影響の大きなものを掻い摘んで、数字が出てなければ出てなくて結構ですからご説明願いたいんです。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。税収の状況でございます。大きくは、非課税限度額の均等割の加算額18万円を17万円にすること。所得割の35万円を32万円にすることの町民税の改正がございました。これにつきましては17年度課税の中で概算で拾いましたが、該当者は数名程度というふうに概算で出てまいりました。ただし、18年度課税によってその人数がどうなるかは今後の課税で明らかになります。

税収の状況でございますが、大きくは固定資産税の負担調整措置の延長、手法の改正でございます。これにつきましても17年度課税をもとに概算で計算をしました結果、今回の調整率の改正によって影響額は、商業地等の宅地におきましては評価額での影響額で630万程度で、これに税率を掛けますと8万8千円ほどになります。住宅用地につきましては評価額で220万程度で、これに税率を掛けますと3万1千円程度になります。宅地農地等につきましては1,400万円程度でございますが、これに税率を掛けますと20万程度になります。小規模住宅用地等につきましては53万程度の影響額が出まして税率を掛けますと7千円程度になります。その他住宅用地等につきましては170万ほどの影響額がありこれに税率を掛けますと2万4千円程度で、合計、税額にして35万8,726円という、試算となっております。

これにつきましてはあくまでも現在の評価額をもとに負担調整率をあてはめて計算したものでありまして、今後、実際に納付書を発送する段階で明らかな数字が出るものと思いますが、参考になる数字として計算させていただいた数字でございます。

総じて申し上げますと、負担水準にかかる調整措置の改正がございましたが、大きくは総体的には変わらないと。国の改正趣旨でございます不均衡を改める内容が主なものであり、それを10年、20年かけるのではなく、速やかに改正する内容の改正であるという解説を文献で承知してございます。

これらの負担調整の変更に伴う町民の皆さんの負担額についてはいま述べたとおりでございます。

字句の訂正につきましては、法改正の際、いろいろ関係法令がございましてそれがほとんど引用されておりまして、ひとつの法律を変えることによってそれらを改正しなければならないということで、その統一を図るべく字句の改正がされているというふうに解説されているところでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 1番

●室崎議員 ちょっと聞き漏らしたんだけど、35万、36万がプラスになるの、マイナスになるの。

それから、総額でも40万以下、町民にとっても特定の人にドーンといくような改正でもないというふうに理解してもいいんですね。

●議長（稲井議員） 税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） 30何万というのは増額でございます。それからこの額につきましては、それぞれの土地を所有されている方で若干変わりますが、今回のねらいは課税される方達に解りやすい負担調整措置を講ずるということを趣旨として改正されているということも含まれてございます。従いまして、分かり易さと大幅に増減になるということはないという認識でございますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。3番

●南谷議員 1番さんのほうから内容について質問がございましたので、この点につきましてはよく私も理解させていただきました。

そこで若干お尋ねするんですが、私もこの議案をいただきまして二回ほど読ませていただいたんですよ。今朝来ましたら、この対比表が今朝配付されていた。この件なんですけども、慣例かも知れないんですけども、議案配付の時になぜ一緒に配付されないのかなど。この書面を見ても私の頭では理解出来ないかも知れないんですけども、より対比する上で解りやすいのではないかと。朝、一時間前にこの文書をいただいて理解するというのはなかなか厳しいのではないかと。どうせ配付するんであれば当日の朝ではなくて、議案と一日でもずれてもいいからなるべく早く配付をすべきではないかと捉えませんがいかがでしょうか。

もう一点、今回法律改正で概ね町としてはあまり大きな差異はないというご答弁をいただいたんですが、この対象者、18万円を17万円に改めるということですが、年間1万円の差かも知れないんですけども、現実には夫婦二人で年金を生活の糧とされている方にすると、例え何万円かでも日々の暮らしに必至とこたえるのは実情でございます。こういう人達もおるわけでございますから窓口業務を扱う皆さんとして町民の皆さんに今回の改正をどのような手法で周知されますか。

●議長（稲井議員） 総務課長

●総務課長（田辺課長） 私のほうから新旧対照表の資料の関係答弁させていただきます。おっしゃるとおり資料につきましては一部を除きまして議会にあわせまして配付してあるというのがこれまでのかたちで推移してきてございます。3番議員のおっしゃることは十分理解出来ますので、議案配付の際に可能なもの、既に出来上がっているものについてはご要望にお応え出来るよう今後進めたいと考えておりますけども、ものによってはご要望どおりというふうにならない部分もあろうかと思っておりますけどもその点はお理解いただきながら努力をさせていただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 税財政課長

- 税財政課長（佐藤課長） 周知方法についてご答弁させていただきます。第一には町広報誌にこのたびの税法改正、今回の専決処分と6月にご審議いただき改正する部分はちよつと密接に関連しますので、6月の審議の後に周知させていただきたいと考えております。

それから最近いろいろな税関係の情報が、インターネット上に掲載されてございます。かなり詳しい画面が見受けられます。そういう部分についても努力しながら考えていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 3番

- 南谷議員 資料につきましてはこういう時代ですから議員もなるべくきちっと理解にたつて議論していくべきと思いますし、課長の答弁ですと出来るものについては配付していただけるということでございますからなるべく可能なものは議案と一緒に配付していただければ、より調査も出来るし質問しなくてもいい分もあるともいますので。それが私は協働のまちづくりに繋がるのではないのかなと、こう思いますのでどうかひとつよろしくをお願いします。

周知方法でございますけども、先程も申したんですが、実は窓口対応なんですけど、税務課とはいわないんですけども各窓口を抱えているかにとっては同じ事ではないかと思うんですけども、聞いたことなんですけど私のほうに、年金のみの収入で頑張っているんですけども、負担増になったと、月々のものには大変な数字なんだと、例え月1万の金にしても大きく影響するんですよと、それで窓口のほうになぜ改正になったのか理由を聞きにいったんですがなかなか理解出来なかった。それで、町議のほうに聞きにきたと。

そしたら、窓口のほうでは「議会で決めたからこうなんだと」こういう答弁だったと。これでは、議論をして町民の皆さんに理解していただかなければならない窓口としてはいかがなものなのかなと。斯様に思うんですがいかがですか。

やはり町の財政厳しい折、国の動向を踏まえての議論をしっかりと決断せざるを得ない場面もあると思うんですよ。今回のように改正がなされるわけでありましてけども、私は窓口の皆さんを責めてるわけではないんですよ、それだけ窓口は大変だと、なんで上がるのか、聞きに来る方も理解する限度も難しいと思うんです。けども、広く解りやすくねばり強く理解していただかねばならないのではないのかなと考えますがいかがですか。

●議長（稲井議員） 税財政課長

- 税財政課長（佐藤課長） ご質問者からいわれました、議会で決めたからこうだといわれたと、ということにつきましては、誠に申し訳ないんですが私はそういう内容について承知してございません。誠に申し訳ございません。

いまご指摘のとおり、窓口に来てどうしてこうなったのかということに対して、議会

が決めたからということは、サービスに欠けるというふうに考えております。従いまして親切さの徹底、解りやすさの徹底、詳しさの徹底、出来るだけいくら忙しいとはいえども時間をかけて解っていただくまで出来るような指導を、こうなったんだけどもどうなんだという質問にわざわざ役場の窓口に来られた方については、その様な対応をとるように今後取り組んでまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。14番

●田宮議員 今回の町税条例の改正では、地方税法の改正に伴うものが全部提案されたわけではないんですね。これは次回の定例会ですか。

●議長（稲井議員） 税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） 先程の報告の中で若干触れましたが、議員おっしゃいます法改正につきましては、4月1日を超える日、例えばタバコ消費税は7月1日の施行になりますので、以後の改正につきましては6月の議会に一括提案させていただきたいと考えておりますのでご了承願います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（稲井議員） 日程第6 報告第3号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程されました報告第3号、専決処分事項の報告について、その内容の説明を申し上げます。

先にご審議をいただきました報告第2号と同様に、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、4月1日から施行される改正部分について、「厚岸町都市計画税条例」においても速やかに改正を行い、4月1日から施行することが必要となりましたが、議会を招集する暇がなかったことから、3月31日に専決処分をもって、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定を行わせていただいたものであり、地方自

治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書12ページをお開き願います。総総専第2号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町都市計画条例の一部を改正する条例であります。

これよりの説明につきましては、別紙お手元に配布の報告第3号説明資料「厚岸町都市計画条例の一部を改正する条例新旧対照表」により行いたいと思います。なお、議案の改め文につきましては、改正の手法上、各条項番号が前後しておりますが、対照表は条項番号の順に沿って作成しておりますのでご了承願います。

1ページよりご説明申し上げます。都市計画税についても先にご承認いただきました町税条例の一部を改正する条例の固定資産税に係る内容と同様に、これまで税負担の均衡化のため、負担調整措置が行われてきたところですが、今回の地方税法改正により、この負担調整措置の方法が一部が改められたところであります。

その概要は、これまで、負担水準が10%未満から40%以上の各区分に応じ15%から2.5%の負担調整率により課税標準額を算出してきたものを、住宅用地については、負担水準が80%以上は、前年度の課税標準額を据え置くこと、負担水準が80%未満は、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率、6分の1又は3分の1でございます、を乗じて得た額の5%を加えた額を課税標準額とすること、ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当とし、商業地等については、負担水準が70%を超えるものは、当該年度の評価額の70%を課税標準額とすること、負担水準が60%以上70%以下は、前年度の課税標準額を据え置くこと、負担水準が60%未満は、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とすること、ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とするものであります。なお、農地にあつては、これまで同様の調整措置内容で、3年間の延長のみの改正であります。

附則の改正であります。第2項は、宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の特例の規定中、宅地等に係る負担調整措置の改正に伴う内容で、宅地等の土地の前年の課税標準額と新しい価格と比較して税負担が低い土地は、価格の5パーセント分を前年度の課税標準額に加えたものを算出額とする改正内容であります。

第3項は、第2項の適用を受ける、住宅用地、商業地等に係る負担調整措置の改正で住宅用地の負担水準が、80%以上の場合は80%の額とする、商業地等のうち、負担水準が、60%以上の場合60%の額とする内容であります。

第4項は、第1項に係る宅地等に係る、負担調整措置の改正で、前年度の課税標準額が20パーセント未満の場合は20パーセント相当額とする内容であります。

第5項は、住宅用地に係る負担調整措置の改正で、負担水準が80%を超える場合は、前年度課税標準額を据置く内容であります。

第6項は、商業地等のに係る負担調整措置の改正で、負担水準が60%以上70%以下のものは、前年度課税標準額を据置く内容であります。

第7項は、商業地等のうち、負担調整措置の改正で、負担水準が70%を超える場合は評価額の70%の額とする内容であります。

第8項は、地方税法の一部改正に伴う農地に対する負担調整措置の延長による改正によるもので、農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の特例中、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を限度とする措置が講じられることに伴う改正であります。

第10項は、地方税法の一部改正に伴う、改正前附則第6項が改正後附則第8項となったことによる引用条項の整理であります。

改正前 第9項につきましては地方税法の一部改正に伴う、著しく価格下落に対応した臨時的な税負担の据え置き措置の廃止による改正で、同項を削るものであります。

第11項、及び第12項は地方税法の一部改正に伴う引用条項の整備であります。

以上、誠に簡単でございますが、資料の説明を終わらせていただきます。

議案15ページをお開き願います。附則でございます。

第1項、施行期日でございます。

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

第2項 経過措置としまして、この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成17年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

以上、誠に簡単であります。報告第3号専決処分事項の報告について説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご承認に賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（稲井議員） 日程第7 報告第4号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長

●町民課長（久保課長） ただ今上程いただきました報告第4号 専決処分事項の報告についてその内容の説明を申し上げます。

国民健康保険税の課税額算定にかかる規定の改正を要旨としました地方税法の一部を

改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成18年3月31日にそれぞれ法律第7号及び政令第121号として公布され、平成18年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険法施行令においても一部改正がなされ、介護納付金課税額の課税限度額の見直し及び平成16年度税制改正における年金課税の見直しによる国民健康保険税の負担が増加する65歳以上の公的年金等受給の被保険者について、急激な負担を緩和し段階的に本来負担すべき保険税に移行出来るよう、平成18年及び19年の二ヶ年間の経過措置を講ずる特別控除規定の導入などの内容を要旨として改正がされたところでございます。

厚岸町国民健康保険税条例においても条例の一部改正を速やかに行い、4月1日から施行することが必要となりましたが議会を招集する暇がなかったことから3月31日に専決処分を持って厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を行わせていただいたものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙専決処分書のとおり専決処分したので同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

議案書17ページ 総総専第3号 専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。改正内容の説明については別紙お手元に配付の資料によりご説明申し上げます。

第2条、課税額の第3項であります介護納付金、課税額の課税限度額について現行8万円を9万円に引き上げる改正でございます。

第11条、国民健康保険税の減額でございますが、介護納付金課税額の軽減額減額後の課税限度額について、第2条第3項と同様に現行8万円を9万円に引き上げる改正でございます。

付則第2項、公的年金等に係る所得にかかる国民健康保険の課税の特例ですが、公的年金等受給者への国民健康保険税の課税にあたり、65歳以上の方への公的年金等控除額の規定をこのたびの改正で追加する、第3項から第6項までにおいて、特定公的年金等控除額として適用するための文言を追加整理するための改正内容でございます。

現行附則第3項から第10項までを、改正のほうでは第7項から第14項に、項番号をそれぞれ繰り下げ改正後の附則第3項から第6項まで新たに4項加えるものであります。加えた4項の規定内容であります。特定公的年金等控除額として特例控除する額を定める規定でありまして、第3項では平成18年度分の公的年金等所得にかかる保険税の減額特例として現行の公的年金等控除額の特例額15万円に13万円を加算した28万円とする内容でございます。

第4項は平成19年度分の公的年金等所得に係る減額の特例でありまして、現行の公的年金等特例額15万円に7万円を加算し、22万円とする内容です。

第5項、平成18年度における国民健康保険税にかかる所得割額の算定の特例規定でありまして、平成18年度の所得割算定にあたって13万円の特例控除を規定するものであります。

第6項、平成19年度における所得割額の算定の特例規定でありまして、19年度の所得割算定にあたって7万円の特例控除を規定するものであります。

改正後の附則に附則第15条、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税特例。

附則第15項及び16条、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を追加する

改正でございます。

各項の見出しにあります条約適用利子等及び条約適用配当金等への課税の特例が追加されたわけでありまして、この内容につきましては、報告第2号の町税条例の一部を改正する条例提案の中で詳細に説明がございましたので省略させていただきます。

議案書のほう、附則第1項、施行期日であります、平成18年4月1日から施行するものでございます。

第2項、適用区分ですが、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成17年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による規定でございます。以上、簡単な説明でございますが改正内容の説明とさせていただきます。

なお、このたびの地方税法等の一部改正による平成19年4月1日から施行する国民健康保険税条例の改正部分につきましては、改正後の附則第7項、長期譲渡所得にかかる国民健康保険の課税の特例規定でございますが、地方税法条項の引用規定の条番号の変更がございまして、これらの改正につきましては平成18年4月1日施行分と区分けをし6月定例会に提案させていただきます審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第8 報告第5号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長

- 町民課長（久保課長） ただ今上程いただきました報告第5号 専決処分事項の報告についてその内容の説明を申し上げます。

障害者及び障害児の方々が、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び日常社会生活を営むことが出来るように必要な障害福祉サービスにかかる給付その他の支援を行うことを目的に制定されました、障害者自立支援法が、平成17年11月7日に公布され、平成18年4月1日から施行されたところでございます。

ここでは障害者自立支援法を「新法」と説明させていただきますが、新法施行前の児童福祉施設及び知的障害者援護施設入所者援護施設入所者の医療費につきましては、一

部負担金分全額が公費で負担されておりました。

新法施行後は公費負担制度が廃止されまして、自立支援医療として医療にかかる一部負担に自己負担が生じる見直しがされたところでありまして、知的障害者の部分は平成18年4月1日から適用され、児童福祉施設の部分につきましては平成18年10月1日から適用されることとなりました。

現行の厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例では重度心身障害者の受給対象者の規定で児童福祉施設入所者と知的障害者援護施設入所者を対象から除外しているところがございます。当該医療費助成制度は、北海道医療給付事業の補助制度を活用し町独自の医療費助成制度として昭和48年から実施しているものでございますが、北海道医療給付事業の補助要綱におきましてこれらの施設入所者のうち、重度心身障害者としての認定基準に該当される方を医療費助成の対象者とする改正を、本年4月1日から施行することとしたことから、厚岸町においても認定基準に該当される方への医療費助成支援策を、本年4月1日から適用されます知的障害者援護施設入所者について本条例において受給対象者とする改正を速やかに行い、4月1日から施行することといたしました。

条例改正にあたっては議会を招集する暇がなかったことから、3月31日に専決処分を持って厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告をし議会の承認を求めるものであります。

議案書22ページでございます。総総専第4号 専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。改正内容の説明については別紙お手元に配付の新旧対照表をご参考賜りたいともいます

第3条、助成の対象でございます。現行規定の第1号から第5号までは助成対象から除外する規定であります。第3号は知的障害者福祉法第19条の規定による知的障害者援護施設に入所している者の規定であります。これを削りまして第4号及び第5号の号番号を1号ずつ繰り上げる改正内容でございます。

附則でございますが、改正後の条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。以上簡単な説明でございますが、改正内容の説明とさせていただきます。なお、平成18年10月1日から施行します児童福祉施設入所者の重度心身障害者認定基準該当者を助成対象とする改正につきましては、6月開催予定の第2回定例会に提案させていただき審議をお願いいたしておりますのでお願いいたします。ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。8番

●音喜多議員 今回は知的障害者援護施設ということで、厚岸町には対象施設はございませんが、厚岸町からこういう施設に入られている方は何名程度いるのか、そしてこの条例に該当して対象外になると、何名でどの程度の額になるのかお伺いします。

●議長（稲井議員） 町民課長

●町民課長（久保課長） 今回の改正で、知的障害者援護施設入所者でございますが、措置関係の事務は福祉課で行われてございます。現在の対象者は19名いらっしゃると聞いております。4月1日以降、施設から私共のほうに認定申請をいただいて認定してありますが、現在の認定者は9名いらっしゃいます。残り約10名のうち、7名が厚岸から転出されたということでありまして、自己負担導入の関係でそれまでは親の扶養という概念の中で入所されていたと。ひとり世帯になることによって負担が軽減されるという状況も一方ではございまして、そうした法の規定を利用して単独世帯で転出された方がいらっしゃいます。合計でも16名ですのであとの3名につきましては入所者全員が重度障害者の認定基準になるかという問題もございまして、福祉課のほうから施設への制度変更の説明、該当者への認定対象者の該当市町村への申請行為等につきましては、4月以降綿密に連携されていると聞いておりますので、私共はほぼ満度に申請がなされていると思います。

認定基準から外れるという概念ではございません。入所者のうち重度の一級、二級それから指定内部疾患の三級の基準に該当される方が重度障害者医療助成の対象になるということでございますので、今回の改正は基準から外すという中身ではございません。

ごくごく最近の情報でございますが、説明の中で障害者支援法に基づく支援医療という新しい制度が出来たことによって基本的に一割負担の自己負担が発生をしてきたというお話を申し上げました。

私共の制度も優先されるのは、障害者自立支援法のほうでございますから障害者自立支援法によって公費負担される分はそちらが優先されると。そこから外れる部分について、町が持っている条例規程に基づいて医療費の助成をするということですので。どの程度の負担になるのかという部分につきましては、現在の条例の規定上は市町村民税非課税の方については初診料負担のみということでありまして、課税の場合は一割負担をしていただくのが内容でございます。

●議長（稲井議員） 8番

●音喜多議員 今回新たに初診のみまたは一割負担という該当者が何名か残るということですね。実際に一年経過してみないとどの程度の治療費負担が増えるかわからないわけですが、新たに設けられているのでそれに対応する町の手立てはまったく考えられないというふうに理解していいですね。

●議長（稲井議員） 町民課長

●町民課長（久保課長） 町は新たに拾う制度を持たないのかという趣旨かと存じますが、自立支援法に基づきます自己負担は、上位法に基づく制度改正ですのでそれはそれといたしまして、町がやろうとしておりますのはいままで知的障害者の援護施設に入ってお

ります方々は対象外です、優先して公費負担がありますので。

今回、上位法でそういう方がこぼれてくるとしたならば町の条例の中で助成対象としていこうという改正でありますのでご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。1番

●室崎議員 条例の書き方が複雑というかひねった書き方をしていますので、確認のために聞かせてください。

現行法も改正案もそれぞれありますが、これは助成しないものを挙げてるわけですよ。今回そこからひとつ削ったということは、いままでは助成しませんよといていたものを今度は助成することになりましたというのが今回の改正ですね。

それから、自立支援法のお話しですが、10月1日からの施行ですね。その時に一割負担とかいうのが法律上出てくるように聞いてますが、これはここで議論する話じゃないので簡単にしますが、この条例は専決処分で4月1日から施行ということですから少なくとも10月までの間はこの条例一本でいくということになりますね、その二点について。

●議長（稲井議員） 休憩します。

（休憩時刻 午前11時24分）

●議長（稲井議員） 再開します。

（再開時刻 午前11時24分）

●議長（稲井議員） 町民課長

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。一点目につきましては議員おっしゃるとおり適用を除外することによって対象者とするという解釈でございます。

二点目でございますが、入所者の医療費について細かい部分は福祉課長からの補足答弁をさせていただきますが、知的障害者の援護施設の入所者の方は現在、医療費につきましては公費負担により支援がされておりまして自己負担はなかったと、これは3月31日までは新しい自立支援法によります医療費ではないようでありまして、3月31日までは厚生労働大臣の規定します別な省令、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」というのがありまして、施設入所者の医療費の公費負担をする規定をこの省令の中で設けておりまして、この中のその他という区分の中で現在、施設入所者につきましてはその他の規定を用いて公費負担をしているという内容でございます。

これに基づく公費負担を3月31日で廃止をするということになりまして、それを対象とするために新たに条例改正の中でどうするかという視点の中で今回作業を進めさせていただいたということでございます。

●議長（稲井議員） 福祉課長

●福祉課長（松見課長） ただ今の答弁について補足ということで、障害者自立支援法についてお答えしたいと思います。

障害者自立支援法においては、これまでの知的障害者福祉法に基づいた入所者の医療費については、自立支援法制定とともにその条項が廃止され医療費は自己負担というかたちが導入されております。

知的障害者入所施設の19名の方が障害者自立支援法により医療費が救われる部分は、人工透析と従来の更生医療というものを受給している方、現在いらっしゃいませんがそういう方については障害者自立支援法に基づく自立支援医療給付ということで所得段階ごとの公費負担がありますが、基本的には今回の条例提案については知的障害者入所施設の19名がほかの病気治療にかかる治療費については自己負担になる、それにかかる重度医療の助成ということでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 1番

●室崎議員 自立支援法の問題はまた6月に色々出てくると思いますからいまここで聞きするつもりはないんですが、この条例の趣旨です、いま聞いていて錯綜したものですから整理するつもりで聞いて申し訳ないんですが、要するにいままで国や他の助成を受けていた人達が、法律が変わることによって助成がなくなってしまったと、だからその部分については厚岸町が手当てするんですよと、そういうことでいままでは他の機関による助成があったから例外のほうにおいてあったのを、例外を排除して助成対象にするんですというのが内容であると、簡単に言って、というので間違っていないのでしょうかということなんです。

●議長（稲井議員） 町民課長

●町民課長（久保課長） 大変説明が悪くて申し訳ございません。いま議員のほうから整理していただいた内容のとおりでございます。それ以外のものはございません。大変ありがとうございます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（稲井議員） 日程第9 報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第6号 専決処分事項の報告について、その内容を説明させていただきます。

議案書の23ページをお開きください。

この内容でございますが、平成17年度末において地方債の許可予定額が決定したことにより、その発行限度額の補正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいたところであります。

本文でございますが、緊急執行を要した「平成17年度厚岸町一般会計補正予算」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところであります。

24ページでございます。総専第5号、専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成18年3月31日付でございます。

平成17年度厚岸町一般会計補正予算（12回目）、平成17年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条「地方債の補正」であります。地方債の変更は第1表、地方債補正によるものがございます。

次のページご覧いただきたいと思っております。第1表、地方債補正、変更であります。

起債の目的 一般公共事業、1億30万円の増 辺地対策事業、40万円の増 過疎対策事業、840万円の増 地域再生事業、1,180万円の減でございます。それぞれ、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

なお、一般公共事業については、財源対策債、調整分として発行が認められたところであり、本債は交付税措置として償還額の2分の1が後年度において交付税基準財政需要額に算入されることとなっております。また、地域再生事業につきましては、地方団体の円滑な財政運営に資するため地方単独事業に係る一般財源負担の軽減を図ることとして発行を許可されるもので、この該当事業として、水産漁場改良等整備事業として1,180万円の起債申請をしていたところですが、事業内容等について、適債事業として認められないこととなったことによる減であります。

次ページの 地方債に関する調書補正であります。一番下の欄をご覧いただきたいと思っております。平成16年度末現在高120億4,954万円 今回の専決で9,730万円を増額、年度内発行額16億1,910万円となり平成17年度末見込額は124億1,421万8,000円となるものがございます。

以上で報告第6号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。3番

●南谷議員 地方債でございますけれども今回の補正額がトータルで9,730万となりました。一般公共事業債 1億30万、4月末で確定され専決処分をされたと認識しておりますが、第一点目として今年度の財源対策債は今日の国の動向からして町としてどのように受け止められているのかなあと、多かったのか少なかったのか、昨年と比較してどうだったのか。

次年度以降の見通しについてもお尋ねいたします。

さらに、この地方債を将来の利息含めて償還するわけですが、国の補助といいますかどの程度この1億30万に対してあるのかお教えいただきたい。

●議長（稲井議員） 税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） ご質問の一般公共事業 1億30万の件でございますが、議員ご承知のとおり昨年も専決処分させていただいたとおり調整分という内容でございます。この調整分につきましては、私共が申請をして許可されるものではなく、国・道が調整を図りまして調整分として配分が決定されるものでございます。

多いか少ないかというお話ですが、昨年よりも多いことは確かでございます。今回補正額は昨年よりも8,000万以上は多いようです。

それから次年度以降については国の地方債計画がこの調整分として計上されるかどうか今の段階ではまったく未知数でございます。従いまして見通しについては現状では何らコメント出来る情報を持ち合わせておりませんのでご了解願いたいと思います。

補助については、交付税の裏財源はあるのかということで捉えさせて説明させていただきます。調整分につきましては交付税措置がございます。交付税措置として事業費補正、交付税算定の中身にある事業費補正の公債費方式で約50%の基準財政需要額への算入率というふうに決められているようでございます。

この額を試算してみました、20年の3年、何故かといいますと許可申請し許可が例えば財政融資であるとか郵政公社であるとか簡易保険資金であるとか資金区分によりまして違いますが、今回の資金につきましては縁故債が該当になるのではないかという考えでおります。

その縁故債につきましては銀行、産炭地などの民間金融機関がございしますが、20年のうち3年据え置き、34回半年賦の返済として利率を本年度利率1.75%の年利で計算しますと、1億30万が、半年賦で279万ほどになります。ですから年間これの倍ですから、540万ほどの元利償還金に年間でなります。540万を17年間で返しますので元利償還金総額が1.75%で17年償還、いわゆる34回償還で、1億1,604万5,000円ほどになります。このうち、1億30万が元金でございますので利息は1,574万5,000円ほどになります。

これは元利償還に対して交付税の基準財政需要額算入ということでございますのでこれの半分と言うことで約5,000 5~600万円の交付税算入いわゆる交付税の基準財政需要額に算入されるという措置がある起債であるというふうにご理解願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 3番

●南谷議員 大変唐突な質問でありありがとうございます。それで、地域再生事業、マイナス1,180万、裏の表を見ますと農林水産でマイナス710万となっておりますが、この差額が470万ほどあるんですよね。私が考えるには470万ほどどこかで対象になったものがあるんであろうと、差額の470万が予算が付いたと理解しておるんです。それで、470万の主なものと、逆に農林水産事業費でマイナスの700万、この経緯について説明していただきたいし、実際に地域再生事業が1,100万マイナスになって水産事業で何と何がマイナスになったのかお伺いいたします。

●議長（稲井議員） 税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） 議案の限度額の部分の一般公共の部分、1億30万から順に申し上げます。26ページの教育に7,850万、農林水産に470万、土木に20万、その他に1,690万、これで1億30万になるかと思えます。それから辺地・過疎については同額ですので省略させていただきます。

それで地域再生債限度額が1,180万ということですが、ここで農林水産に710万の減、先程一般公共事業債のところ農林産に470万という数字が入ったと思えます。これが農林水産の合計で1,180万のマイナスに470万がプラスされましてマイナス710万というふうになるものであります。

7,850万からの内訳ですが、教育につきましては真小の内容でございます。農林水産につきましては増分としては道営太田第二地区集乳道ほかの事業でございます。土木につきましては床潭・末広間道路の分でございます。その他につきましては一般廃棄物最終処分場と消防自動車の該当事業でございます。辺地・過疎につきましては省略させていただきます。地域再生債の1,180万の減につきましては、水産漁場改良事業等ということでございまして、本年3月に議会で町債で起債申請の補正をさせていただいたところでございますが、地域再生事業債は地方単独事業に対して地方一般財源負担軽減を図ることに対して発行許可されるということで、申請事業の内容は水産業費のヒトデ駆除事業、昆布漁場改良事業、肉食性巻き貝駆除事業の三事業に充ちたいということで、1,180万の申請をしてございましたが、申請段階におきまして国・道の審査を受けます、この段階で事業内容が、かかる経費の内容を判断して投資的意味合いに必ずしも十分でないとの判断から、適才事業として認められないというご返事をいただきまして、今回不採択となりました。

その分がこの1,180万ということでございます。そういう理由での減額となったものでございますのでご了解賜りたいと思えます。

●議長（稲井議員） 3番

●南谷議員 そうしますと農林水産のマイナス710万の主なものは、昆布漁場改良事業、三角ツブの駆除事業、ヒトデ駆除事業と、浜にとっては継続していかなければならない

不可欠な事業であるわけですが今回、残念ながら認められなかったと。

ほんとに私は残念な思いでおったんです。それぞれ浜にとっても組合にとっても厚岸町にとっても私は価値のある事業ではないのかなと思っておるんですけども今回採択はされないまでも町として申請をしていったという行為といいますか、積極的な取り組みに対しましては価値のあるものではなかったのかなと思いますし、いま説明がありましたように投資的事業の趣旨に合致しないということかもしれませんけれども、単年度で終わる事業ではございませんし、町と組合、浜と連動してこの事業を推進しておるわけでございますから、今後も諦めずにしっかりと何らかの方策を探っていただきたい、斯様に思う次第でございますがいかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） 議員ご指摘のとおりこの事業につきましては大切な事業と私も認識してございます。そういう意味でこの地方単独事業、制度的に来年あるかどうかわかりませんが適才事業が制度的にある場合は極力、海を解ってもらう説明を今年はしてまいりました、しかしながら適才事業として認められないということでもありますけどもそういう中身を出来るだけ咀嚼し解りやすく説明し、理解を得て適才事業として認めってもらうよう努力してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 他にございませんか。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（稲井議員） ここでちょっと相談なんですけど、休憩いたします。

（休憩時刻 午前11時54分）

●議長（稲井議員） 本会議を再開します。

（再開時刻 午後1時00分）

●議長（稲井議員） 直ちに本日の議事に入ります。日程第10 議案第64号 平成18年度

厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました、議案第64号、平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、1回目の提案理由を説明させていただきます。

この内容につきましては、平成17年度の国民健康保険特別会計決算見込において、発生する赤字見込額について、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度の歳入を繰り上げて充てる、繰上充用を行う手続をするもので、このために必要な所要額について、平成18年度の歳入歳出予算に組み込むものでございます。

議案書の1ページでございます。

平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）

平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億4,045万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,721万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページお開き願います。第1表でございます。歳入歳出予算補正。

歳入歳出それぞれ、1億4,045万2,000円の増額補正でございます。事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。歳入であります。

平成17年度決算見込上、赤字を生じる見込みとなったことから、その赤字見込み相当額を、平成18年度予算歳出で繰上充用支出する財源といたしまして、1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税 1億3,510万6,000円の増 2目 退職被保険者等国民健康保険税 534万6,000円の計上でございます。

それぞれ、医療給付費分、介護納付金分の収納率100%相当分の税額を見込み計上したものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

続いて歳出でございます。6ページお開き願います。

8款、1項、1目、前年度繰上充用金、1億4,045万2,000円の計上でございます。

平成17年度決算において生じる赤字見込相当額、1億4,045万2,000円を、平成18年度予算で歳入歳出予算にそれぞれ計上し処理をするものであります。

以上、誠に簡単な説明でございますが議案第64号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。
町民課長。

- 町民課長（久保課長） 上程いただきました補正予算の審議資料といたしまして、議案第64号説明資料でございます。

平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計決算見込み書について説明させていただきます

す。最終予算と決算見込との対比表、No.1、それから裏が平成16年度決算との対比、No.2です。

まずNo.1でございます。収入合計の決算見込は、17億3,081千円で、最終予算との対比では1億4,386万9,000円の減となりました。減少の主な要因ですが、補正予算段階で財源確保のため収納率100%とさせていただいておりました保険税が、決算見込で1億6,435万2,000円の減となったものでありますが、国庫支出金で2,084万2,000円の増です。

保険税決算見込の収納率でございますが、目毎に申し上げますが、一般被保険者、現年度分、医療分、介護分いずれも90.16%であります。滞納繰越の医療分ですが、4.24%、介護分が3.02%であります。退職被保険者の現年課税分ですが、医療分、介護分ともに96.72%、滞納繰越分が医療分で23.81%、介護分が17.55%と見込んでおります。

次に歳出でございます。決算見込合計額は、18億7,053万3,000円で、最終予算額に対し341万7,000円の減であります。右下の表、収支差し引き残及び翌年度繰越額と表示しておりますが、歳入歳出決算見込では1億4,045万2,000円が不足する見込であります。

歳出については確定額ですが、歳入については保険税が、5月17日現在における決算見込額として計上しておきまして、5月31日までの収入額を持って最終決算額を確定させていただくことになっております。

次にNo.2でございます。16年度決算との対比表についてですが、17年度決算見込額は、歳入では17億3,008万1,000円、16年度対比で、2億1,681万8,000円の増となりました。保険税では税率改正による増収を含めて現年、滞繰合計で、5億5,021万1,000円で、16年度対比で4,007万6,000円の増となりました。一般会計繰入金は3月補正予算で8,000万円の追加繰り入れをしたことにより、決算見込額は2億3,393万6,000円となり、16年度対比で5,727万7,000円の増となりました。

歳出合計は、18億7,053万3,000円で、16年度決算との対比で2億539万円の増となりました。この増加分のうち保険給付費ですが、1億7,438万2,000円の増となり、この85%にあたる、歳出予算の増加分の保険給付費の増加分が85%を占めるという数字です。

保険給付費の主な増加分ですが、一般被保険者分が1億1,709万6,000円退職等被保険者分が6,089万8,000円です。一般被保険者分のうち老人保険の対象から外れました70歳以上の被保険者いわゆる前期高齢者の医療費の伸びが約3,430万あり、一般被保険者の伸びのうちの約30%を占めているという状況であります。以上、決算見込資料説明とさせていただきます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。質疑の回数は歳入歳出あわせて三回となります。9番。

●松岡議員 特別会計が赤字ということを見込んでの予算編成だともいいますが、それについての信憑性を確かめておきたいと思えます。

今回の補正によって国保の医療費の給付金、現年で4億6,650万6,000円当初で組んでおります。そして今回補正で4,529万2,000円、すると一般の国保の医療給付費歳入総額は5億1,179万8,000円ということですが、これは去年並みの徴収率は見込めるんですか。同じ介護保険給付費は96.72の徴収率を見てますが、これを考えた場合はたして予算が

どこまで実行できるのか、いま439万1,000円の追加補正を見たわけですが去年並みの徴収率を掛け合わせても全然足りないわけですが、これらについてもきちんとした会計の復旧させる見込を示してもらわなかったら私もこれに対して首を縦に振るわけにいかないんです。

赤字になってることは何回もの予算審議で知ってるわけですから、復旧策というのが大事だと思うんです。何年度にはこの赤字を解消して不良債権をなくするんだという考えが一番大事だと思うわけですがこれについてお考えをお聞きしたいと思います。できれば町長からご答弁お願いします。

●議長（稲井議員） 町民課長

●町民課長（久保課長） 議員のほうから18年度補正予算にあたって、保険給付費と介護分のお話がありました。数字を聞いておりますと歳入における保険税の内訳分と解釈させていただきます。おっしゃるように補正予算を計上するにあたって歳入では収納率の100%分を今回、見させていただきましたという説明をいたしました。

節の区分ごとに載せております金額は当初予算で現年分が94%という計上ですし、滞繰分で申し上げますと調定額の60%、現年分では調停額の94%というものを当初で見させていただいております。今回100%見させていただきたいという中身ですのでその差額について計上させていただいているとお考えさせていただきたいと思います。

先程申し上げました17年度決算見込収納率から申し上げますと100%計上すること自体、実態論で申し上げますと達成不可能な数字というご指摘はそのとおりでございます。昨年、一昨年と今年で三回目となります繰上充用のための予算補正をお願いをしているわけでありましたが、平成15年度税率改定の議論の時に色々ご意見をいただきましたし、その時に私どもお話ししてきましたのは、二ヶ年に分けて税率改定させていただいてその後どうするのかという部分につきましてはあくまでも推計による税率改定でありますから一年一年の収支の結果を見て毎年次の対応をさせていただくのが原則というお話しをさせていただきました。

二年にわたる税率改定がこの三月で年度が終わる、じゃあ18年度どうするのかという、不良債権を無くす計画を示すべきではとのお話しと受け止めさせていただきました。私ども、この補正を組ませていただく段階では18年度の保険税率引き上げ改定も予定しておりませんし、今後議論をいただいても18年度は到底間に合うお話しではありません。そういった状況の中でとりうる最大の手法といたしましては、架空の数字ではなく積算根拠に基づいた課税対象調定額の100%を見させていただくということについては、繰上充用の財源確保するための手法としてご理解いただきたいと思いますというわけであります。

不良債権を無くす計画のお話しですが、収納率を98%に上げますとか、滞繰分の収納率を50%に引き上げますという見通しの計画そのものは出し得ない状況であり、滞繰分も16年度決算から見ますと今年は10%を超えて収納されているという状況で、収納努力についても引き続きして行かねばならない、ただし、到達数値として何%という数値についてお示しできればいいんでありますが、加入者相手のお話でありまして収納率そのものが前年対比で下がってきてるぞという中では、思い切った計画をお示しできないこ

とについてはご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 9番

- 松岡議員 いままでの経過としては十分審議して分かってるわけですから、それを我々は容認してきたわけです。ただこういった予算を出すときの説明としては、何年度になんぼ返していけるんだといった計画を持って予算を提出して欲しいんです。全面的に赤字だから仕方ないんだと、だから予算をとろうということにはなっていないんですよ。計画性を持って何年度にはなんぼ返す、そして五年たったら国保の赤字はなくなるんだという計画性を示してもらわなかったらウンとは言えないですよ。そこらを考えて答弁願いたいんです。いままでの経過を聞いてるのではないんですよ。赤字については十分分かってるわけですから、問題はこれからの解消のための手立て、五年でも十年でも解消するんだという手立てを説明していただきたいんです。

●議長（稲井議員） 町長

- 町長（若狭町長） 私から、今後の見通しはどうかということですが、ご承知のとおり国民健康保険特別会計、赤字実態については厚岸町のみならず全国の保険者であります市町村の73%が赤字でございます。財政の危機的な状況にあるわけでございまして、市町村会といたしましてもこれを抜けきるにはどうしたらよいか、先程、2億3,393万円ほどの厚岸町における一般会計繰り出しをいたしておりますが、そういう実態でも赤字なんです。

何故かといいますとやはり高齢化社会を迎えた、高齢医療費がかかる等々色々な実態がありますが、その構造的な赤字解消をいかにすべきかということが地方自治体の願でございます。国におきましても医療改革ということで国保の赤字特に高齢者の医療費がかかるという実態の中で論議されておるわけでございまして、その一つとして国保については、広域化を図るべきであるという改革案にもなっておるわけでございまして、我々釧路管内におきましてもできればそういう方向に進む方向で国保の経営安定が図られるであるという考えに立っており、現実の国保健全化に向かってどうするかということは、一自治体では大変難しい実態であります、素直にお話しいたします。これは病院経営と同じであります。

そういう面で今後国に要請する点については強く要請いたしますし、釧路町村会としましてもそういう方向にあるということをご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 9番

- 松岡議員 質問はあと一回しか残っておりませんので。

いま町長がご説明したことはいままで何回も聞いてるんですよ。ですけど苦しい中で難とか建て直して行かねばならんという姿勢が必要だと思うんですよ。はたしてこのことを説明して町民は納得してくれますか。納得しませんよ。だからそのためには、何年

後にはこの会計は絶対黒字にするんだと、健全財政にするんだという計画がなければ町民に対しても我々としても説明できないわけです。

いま答弁を聞いてると、ただ赤字だからしょうがないと、どうにもならないんだという言葉しか返ってこないんです。しかしこれは地方自治体でやらなきゃならないものであるならば、何としてでもこの赤字を抜け出す努力は必要だと思うし、それでなかったら町村会はもっと団結してこの国保会計を国に返上するような強い姿勢を出してもらいたいと思うんです。73%もの町村が国保の赤字で苦しんでるわけですから。

町村の財政を締め付けてるのははっきり言って国保会計だと、病院会計だと、言わざるを得ないわけですね。そっちのほうにも力を延ばすなりあらゆる努力をして我々に改善計画を示していただきたいと斯様に思います、以上です。

●議長（稲井議員） 町長

- 町長（若狭町長） 大変今後の課題についてのご指導を受けまして、ご承知のとおり二ヶ年にわたりまして税率を上げていただいたわけでありまして、何とか国保の健全運営を考えたいということで申し訳ありませんでしたけども、町民のご負担をお願いいたしたわけでありまして。

しかしながら現実には先程説明したとおりであるわけでありまして、しからば一般会計から繰り出しができるのかといいますと、限界に近いことも事実でございます。そういうことを考えますと国保の健全化は大変難しい状況にあるわけでありまして、そういう点、先程お話しいたしましたが制度的にも抜本的な改革をしていかなければ市町村の担当している国保は非常に難しい状況にある、財政危機的な状況にあるといっても過言ではないわけでありまして、今後とも国さらには道等に対して強く改革についての要請をしてみなければならぬ、そして健全経営を目指していかなければならぬ、その様に考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 他に。3番

- 南谷議員 9番、松岡議員のほうから国保の考え方について質問がありましたので、重複しても何ですから私のほうからは若干重複する部分もあるかも知れませんが、まず、一款、一項、国民健康保険税の補正額、1億4,045万2,000円についてこの金額についてお伺いをさせていただきます。この算定の基礎となる部分でございますけれども、私はこの聴取率というものが大きく影響しているものと考えます。

確か、平成17年度当初予算ベースでは98%くらいで計上されておったなと記憶しております。先程も議論されておりました、過去の記憶では91%くらいの徴収率と記憶しておるわけでございます。

このことを踏まえてこのたび計上されております、4ページ、5ページにわたりまして国民健康保険税として一般費保険者の国民健康保険税の5ページの3番目の医療給付費滞納繰越分7,842万9,000円、4番目の介護納付金滞納繰越分6,699万4,000円、さらには退職者費保険者等国民健康保険税の欄で3番目の医療給付費滞納繰越分79万9,000円、4番

目の介護納付金滞納繰越分4万4,000円ですか、この四項目の合計が8,626万6,000円という数字になるわけでございますけれども、今回補正をするこの数字が100%計上されておりますね。

私の過去の経理の経験から判断しますと、経理上決算時点での未収利息というんですか、例にとるんですけれども、未収金の計上というのは、明らかに回収が不可能と予想されるものについては決算上認められないし決算上は粉飾決算になってしまうんですね。

先程も説明を聞いておりましたが今回、滞納分を100見ますよと、私は何か問題があるのではないかなあと、何ともないのかなあと。この根拠をお聞きいたしたい。そして本当に問題がないのかどうかご答弁いただきたいと思えます。

さらには、平成17年度単年度滞納分8,622万6,000円、しからば平成17年度にまだ見込でございますからおよそどのくらいの、全体としてある数字、平成17年度に発生する滞納分がいくらになるのか、そして全体の過去からの分含めてどのくらいの数字になるのかお伺いさせていただきます。

次に、繰上充用の関係についてお伺いさせていただきます。

平成16年度、確か5,922万3,000円の繰上充用がなされました。平成17年が1億5,188万の繰上充用でございます。単純に平成16年と平成17年を差引勘定いたしますと9,265万7,000円の繰上充用、この9,265万7,000円が平成16年度で実質的に国保事業の収支上財源不足を来したと私は理解しておりました。

さらには今年度平成17年度の事業費見込の書類を見せていただいたわけですが、この表についてお伺いさせていただきます。

この表は一番下に収支不足が1億4,045万2,000円財源不足を来したのでこの分を繰上充用させていただきます、単純に昨年と比較して1,000万ほど収支改善されているように見えますけれども先程の町長の説明でもありましたが、一般会計からの繰り入れが8,600万、これも記憶に新しいところでありますけれども2ページのほうを見てみますと昨年と比較しまして繰入金、その他の欄でございますけれども平成16年と17年を単純比較すると、平成17年は8,659万6,000円、5,333万5,000円の増になってるわけですね、単純に16年と17年の比較するとその他の部分でここが肝心な所だと私は思うんです。

この数字がさっき言った1,000万、改善されてるけれども前年度より5,300万出してるわけですから先程言いましたように繰上充用というものは繰り越されるから、決算としてみたときは最終的には前年度よりも1,000万、それも前年度の1億5,000万を繰り越した借金が1,000万減ったから今年の決算はまずまず努力をしていただいたのかなあと、値上げの効果はあったという理解をしておるんですけれども、私の判断でいかがなものでしょうか。

今朝ほど見せていただいた書類なものですからなかなか数字の整理がつかないんですけれども、回りくどいようでございますけれども単純計算して平成16年度は、年度でいうと15年、16年、17年の分を18年でやるわけですから、16年度は9,200万くらいの財源不足、17年は4,200万くらいの財源不足を繰上充用の段階で見ると、国保会計は前年度は9,000万、今回は4,200万くらいの、実質とったら語弊があるでしょうけれども収支上、裏側に見えない部分の数字の動きというものがそういう認識でよろしいのでしょうか。まずこの二点についてお伺いさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町民課長

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。収納見込めない財源を見ている組み方について問題はないのかというご指摘でございます。おっしゃるとおり決算段階では予算で見込む収納ができないという17年度決算においてもそういう実態でございますからご指摘は率直にそのとおりですというご答弁しか申し上げられないんでありますが、国保会計の組み方としてこれまでも現年分につきましては、17年度の予算の組み方でご説明しますが、現年度分94%の収納率を見込んでおります。これはとれるという収納率ではございません。94%収納させたいという努力目標の数字でございます。

それから滞繰分で申し上げますと、60%の収納率を見込んであるわけであり、こちらは予算編成上滞繰分についても60%程度の収納を見込まなければ歳入不足で予算が組めないということが裏に潜んでいるわけでございます。そういう意味では当初予算の組み方それから今回お願いしております補正予算、調定額100%みる手法についての予算の組み方については、まるっきり問題ないのかというご指摘については、なきにしもあらずという認識を私ども持っております。ただ、まったく当てにできない国の交付金でありますとか道の交付金でありますというものを架空に水増しをして載せることも予算編成上ではもっと問題があると、そういう意味では私どもが課税データに基づいて計算させていただいて出た調定額、そのものを見させていただくという手法のほうが説明段階でもご理解いただけるのではないかとということで、ここ二年間継続してこういう手法を取らせていただいているということについてはぜひご理解をいただきたいと存じます。

滞納繰越分の補正であります、議員ご指摘のように今回、数字が載せてありますのは補正で増える分だけでありまして、補正補の滞繰分の額は1億6,300万ほどが滞繰分に係る補正後の額ということであります。

繰上充用のお話しでありましたが、議員おっしゃるとおり16年度の1億5,188万措置させていただいた、これは繰上充用の額であります、単年度分としての赤字は前年度の5,922万3,000円の繰上充用を差し引いた9,200万相当が、単年度の収入不足という捉え方でありそのとおりだと考えます。

17年度はというお話しですが、今回最終的に1億4,000万の収入不足という決算状況でございますがこれは三月に8,000万の追加繰り入れをした結果としてこの数字になっておるわけでありまして、当時予測しておりましたのは2億4,000万から6,000万、新たに単年度で1億程度の財源不足が出てくるのではと想定しておりました。

三月の段階でなんとか16年度決算並みの赤字額に押さえたいということから、8,000万の追加補正をいただいたということでありまして、これがなかったとした場合はいま申し上げた2億を超える収入不足が出てきて、単年度としては約6,000万近い赤字が上乘せされる実態でありました。

一般会計繰入金のお話しでございますが、その他の部分の増加分5,300万でありますから、単年度の赤字が減った分1,140万を差し引きますと約4,100万程度が実質的には、8,000万を追加繰り入れした結果としての実質単年度財源不足が約4,200万程度という議員の分析はそのとおりではないのかなというふうに私どもも認識しております。

●議長（稲井議員） 3番

●南谷議員 再質問をさせていただきます。平成17年度決算見込でございますけれども、まずまずの繰り入れをすることができて、結果として繰入充用の追加分1,000万減額することができた、私はこのことは評価すべきことではないのかと理解にたっております。確かに赤字がゼロになればいいわけでございますけれども、17年度はそれなりに動いてきたのかなど、財源確保も含めて繰入が可能となったということは理解できることと考えますが、先程の町長の答弁で16年度、17年度二ヶ年の値上げを実施してきました。私も平成15年の段階で二年に渡り値上げの素案をはじめて議員になって見せていただきましたが、このときは本当にびっくりいたしました。

こんな大きな幅で、町民への理解をどうするんだろうという、そんな思いに駆られたことがいまでも記憶に残っておりますけれども、反面、これで当面は国保会計は大丈夫だろうと、その時点では判断したんですけれども、実態は非常に厳しいものでございまして、この三ヶ年というものを繰上充用を継続実施しなければならない実態にあるわけでございます。

私は思うんでありますが、平成18年度は国保税の値上げはないわけですよ、しかしながら一部の改正、先程承認しました報告第4号の専決処分、課税の限度額8万が9万に改正された分などの1万円の負担増の改正ですから、今回は税の改正をしていないという先程の説明もありました、しかし私は国保税の歳入歳出の実態、長期的展望に立って考えるべきだと思います。

その中で私はこう思うんです。保険税は歳入歳出全体のバランスをしっかりと見て、国保会計が成り立っていくのか否か、また、広く町民へこの事業の実態の収支というものを知らしめていく必要があります、毎年保険税の率についても知らしめて、値上げをどうするんだと据え置くのかと、こういう事をしっかりと議論をしていかなければならない時代に入ったのではないのかなど。私は上げれと言ってるわけではないんですよ。据え置くのも方法だろうし、ですけれども国保の事業が非常に移り変わりが激しい時代に入ってきた、ですから国保税が国で示されるものもあるんでしょうけど、それぞれの自治体の実態に負荷が掛かってくる時代になってきたわけでありまして、厚岸町の実態というものがどうなのかということをやはり町民の皆さんにも開示していかなければならない時代になってきた。

本当に町民の皆さん、私、浜をまわりますとこの国保税の値上げに対する意見が非常に多いものがございまして。それだけ皆さんは関心を持っておるわけでございますけれども、その実態についてなぜこうなのかという部分についてはなかなか理解されないのが実態でございます。

町は広報などを使って一生懸命宣伝してるんですけれども、この値上げをするのかしないのか、ずっと据え置くのではなくてやはり適切な判断をリアルタイムでしていかなければならない時代にあると思うんですがいかがですか。

●議長（稲井議員） 町民課長

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。議員ご指摘の内容ですが、おっしゃるとり厳しい国保運営の実態そのものを町民の皆さんに開示して議論いただくということについては、行政を進める上では基本でありますし、議会の議論だけで済まないというところまで来ているということについても私どもそういう認識しております。

広報誌で載せていただいたり、納付書を発送する際にしおりを入れさせていただいたりといろんな手法を取らせていただいておりますが、なかなか実態を分かりやすく説明する資料になりえていない、文字を多くしてもなかなか理解してもらえないというジレンマを持ちながらそこを克服していく必要があるなというふうに改めて認識させていただいております。

おっしゃるとおり当面どうしていくのかというものをきちんと見据えるということが必要だということでありますが、平成20年度には75歳以上の後期高齢者医療制度というものが北海道をひとつの単位とした広域事業として立ち上がります。それから、今年の秋からは高額医療の共同事業そのものが大幅に見直しされると。従来は月70万円以上の医療費について、超過分についてどう給付していくのかという事業でしたが、今後は30万以上のレセプト、これは超えた分ではなくて30万を超えるものはすべて1円から保険給付の広域事業にしていこうという見直しが進められております。

しからは医療負担の大きな原因である前期高齢者はどうなのか申し上げますと、この制度は14年10月から見直しされ五年間で終了します。老人保健から移って来るという意味で、19年度で終了します。

いま、73歳までの方々が国保に加入しておりますが、19年度で75歳まで移行する、そうするとあと二年近くあります。医療費の実態といたしましてはひとり40万ほど掛かっているわけでありまして、新たに1億円程度の医療費が前期高齢者だけで増えてくるといふ数字が出てまいります。

この1億円のうち、半分の5,000万を町の国保加入者からの保険税によって新たな財源を捻出しなければならない、算数上はそういう数字が出てまいります。ただし、いま申し上げましたようにいろんな数字、見直しがされる中で保険税だけの問題あるいは前期高齢者の医療費がこうだからという推計はしづらいという実態でありまして、町民の皆さんに国保の実態をどうお知らせしていくのか、収納率の実態もそうであります。

いままでなかなか言い出せない部分もあります。ただ、現実は一割を超える方々が現年度分をお支払いできていないという実態も、一生懸命払っている立場の方からいうと不公平でないのかという議論もございます。そういったこともある意味開示できるようなものを研究をし早急につくって行かなきゃならないんでないかという認識でおりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 3番

●南谷議員 再々質問なものですから、あと一点だけお尋ねいたします。厚岸町の一人当たりの国保税、管内、道内と比較して実態はどの様になっておりますか。この点だけ。

●議長（稲井議員） 町民課長

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。17年度につきましては全道のデータがございません。管内のデータで申し上げますが、6月末当初課税によります釧路市含めた10か市町村の対比でございます。

管内で一番高いのは浜中町でありまして、医療分介護分あわせて一人当たり平均が11万1,246円であります。厚岸町はその次でありまして、11万1,090円、三番目は標茶で11万69円、四番目は鶴居村の9万4,500円です。

16年度は全道の資料がございまして、厚岸町は管内で四番目でございます。一番は浜中、二番が標茶、三番が弟子屈ということで、浜中が9万400円、標茶が8万7,100円、弟子屈が8万5,500円、厚岸が8万5,400円、全道ランクで申し上げますと厚岸は201市町村2広域組合という203団体の中の55番目になります。ちなみに羅臼が全道で二番目、11万2,400円であります。

二ヶ年分申し上げますが、16年度よりも17年度は税率改正しておりますので、厚岸のランクは上がっているというふうな認識でおります。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。13番

●菊池議員 いま、松岡並びに南谷議員から質問が出ておりましたが、国保の健全化について論議しておるわけでありまして、理事者側は本事業に向けて努力すると、そして広域化を計画して解消策を図りたいとのお答えであります。繰上充用金について近年同時期の経緯を見ますと、15年度で14億2,000万、16年度で13億9,000万、17年度で17億400万、18年度が17億9,700万、こういう状況です。

そして今回、歳入歳出最大の金額の繰上充用金となっております。町負担の推移と充用金の経緯について概ねこういう状況ですが、一方、普通交付税の経緯を見ますと平成11年の45億3,000万のピークから平成18年までで実に16億7,935万も減少しております。

歳入見込の普通交付税の減と繰上充用金の上昇とバランスが非常に悪い状況にあります。このように地方の国保特別会計は大変な状況になっておりますので、なんとか道、国の取り扱い研究について町村会から要望していただきたい、このように思います。

●議長（稲井議員） 町長

●町長（若狭町長） いま財政の実態について交付税含めたお話しがあったわけでありまして。ご指摘ございましたとおり、交付税についても大幅な減額になっております。一方、医療費関係、国保また病院関係等がご承知のとおり赤字一方であるわけでありまして。

そういうことを考えますと、一般会計からの繰り出しの限度に実態はあるといっても過言ではないことであろうかと思っておるわけでありまして、そういう中での財政のあるべき姿を承知の中で国に要請していったらどうかというお話しであります。先程の松岡議員にもお話ししたましたがさらにまたこれは全国的な地方自治体の状況にある

わけでありまして、全国町村会としても既にそういう方向で活動していることでもございます。

先程、病院長からごあいさつをいただきました。もう一つの財政負担をなくするという考え方は、ひとつには医療、予防ということも大事なことであろうと思っております。そういう意味において保険、医療、福祉の三位一体の結びつきの中で医療費削減を図って参りたいというふうに考えます。

先程、佐々木院長がごあいさついたしました。特に院長自体そういう方向で外に出て皆さん方とお話しをしたいという意気込みも持っております。近く六月からそういう方向で進むこととなっておりますので、この点もあえて予防ということで付け加えさせていただきますたいと思っております。

●議長（稲井議員） 1番

●室崎議員 今回の予算は繰上充用の問題なので、その範囲でということだったんですが、非常に抜本的な議論になってきているので、私からも質問いたします。

前からも何回か議会で議論が出ておるんですがいままさに町長がおっしゃったように、予防という問題が大きな要因だというふうに考えて、町民の健康づくりということが国保の一見非常に遠回りなようで実は大きな要因であると言うことは何度か議会でも議論があったというふうに記憶しているんですが、その点についてはお考えは変わりませんか。

●議長（稲井議員） 町民課長

●町民課長（久保課長） 国保の立場からお答え申し上げますが、三月議会の中でも議員からご提言やご指導をいただいたところでありまして、私ども国保の立場で是非保健事業をやっていくということについてはこれまで、「あみか」それから町立病院のスタッフとも協議させていただいてきてる中ではその方向で進んでいきたいということについては重々認識しております。

町民の健康づくりの視点で申し上げますと、ぶつ切りの国保だったりそれ以外だったりという考えは持っておりません。全体の健康づくりというものを、いままでもお年寄りであったり乳幼児であったりという視点の中でいろんな事業を取り組んできておりますから、その中で国保加入者対象にどういう事業を組めるか、あるいはお金の面で申し上げますと国や国保団体から補助金なり助成金がもらえるという事業をあてはめていくことができないのかという視点での連携というものを早々と組み立てていく必要があるという思いでおりますが、議員ご指摘のように決して遠回りだという認識はしてございません。この手の話は時間がかかるということも重々認識したなかでそういった事業を組み立てていかなければいけないというふうに思っております。

●議長（稲井議員） 1番

●室崎議員 病人に例えていうならば、直接幹部を切り取ってしまう手術というのもひとつの方法であるし、じっくりと体質を改善して健康な体にするというのもひとつの方法である。どちらかというとも後者と近いようなモデルだろうと思いますけども、厚岸町は非常にそういう意味で、これは決して国保会計だけが主眼ということでは勿論ないとは思いますが、町民の健康づくりということで全国に先がけたいろんな施策を進めてきましたよね、例えば職場内での腰痛対策ということまでやって来てますよね。あるいはお年寄りの健康を維持するにはこうしたらいいとか、いろんな方法をやっております。いまちょっと例をあげられないので申し訳ないけれども。

これは今後も、去年、一昨年と同様に進めていくわけですね。その点について確認しておきます。

●議長（稲井議員） 保健介護課長

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げたいと存じ上げます。医療費の適正化の中長期対策ということでは色々な場所で色々な議論がされているようでございます。生活習慣病の予防強化、在院日数の短縮、あるいは医療分野の技術革新というこの三つについては先程の国会議論の中でもされたように承知しております。

私どもの担当しております生活習慣病の予防強化という点につきましては、平成13年度の町の医療費実態調査を国保分野でやっていただいたデータを私どもも承知しております。循環器系疾患それから癌、腎臓、糖尿病というような順で病気の種類が多いと、その危険因子は何なのかという分析の中で、食塩、タバコ、肥満というようなことが重要なキーワードというようになってきているということでございまして、その部分についてどのような手当をしていくかということで厚岸町国保に対する処方箋が示され、私どもが仕事を進めていく一定の方向性が示されているところでございます。

これまでもいろいろな施策の中でそういう危険因子を控えめにする、減らしていくんだというような取り組みを続けてきたところでございます。そういう取り組み、息の長い取り組みが必要でございまして、継続的にねばり強く町民の皆さんに重要性を発信し続けるということが重要なんだろうという認識をしているところでございます。

そういう点で地域に出前していく、そういう講座の中での健康づくりの講話であるとか、あるいは会社企業等で色々な健康教室を開催される中に私どもが講師として参加させていただいて、厚岸町の現状を知らせそしてどこにポイントを置いてやっていくのか、そういうことについてはこの五月にもひとつ要請があったところでありますが、対応させていただきご説明させていただいておるところでございます。

塩分の問題につきましては、食生活改善協議会のボランティア活動をいただく中で、塩分を減らす取り組み、それから糖尿病食を普及する取り組みを展開させていただいておりますし、そういうような状況についても、18年度も引き続きお願いしているところでございます。

全体的にこれまでの取り組みを続けながら引き続き拡充できるようにということで取り組んでいきたいものと考えております。

(「議長、答弁漏れです。過去六年間、厚岸町が全国で先がけてやって来た、それについて私聞いているんであって、全国的な国が指導してどうのこうのは聞いてないんですよ。必要なこといわないで、不必要なことばかりいってるんだわ。」の声)

●議長（稲井議員） 課長、いま1番さんはさ、今までやって来た出前とか、そういう事業をこれからもやるのかということを知っているんですよ。やる予定であるんならやると、そういう答弁すればわかりやすいと思いますよ。そういうことですね。

●室崎議員 はいそうです。

●議長（稲井議員） 保健介護課長

●保健介護課長（豊原課長） 大変申し訳ございません。地域に出ましての講座の中での講話、こういう取り組みについては過去続けてまいってきておるところでございます。これについても同様に行っていく方向で私ども保健師対応あるいは病院の理学療法士の支援をいただく中での対応というようなことで病院と協議しながら、地域の実情を要請に応じるかたちで対応してまいりたいということで病院とも準備しているところでございますし、それぞれの自治会団体からの要望にもそういう方向でお答えしていくということで進めているところでございます。

●議長（稲井議員） 1番

●室崎議員 三回目ですので簡単に。そうなんですと、これまでこれだけやってきたんですと、今年もやりますと言えば済む話が、随分と長々とおっしゃるんだけど、言えないと思うんですよ。だからそういう言い方をしてるんじゃないかというふうに邪推せざるをえない、けどやるんでしょ。それで、いまの体制で去年どおりのことがやれるんですね、そのことを明確にしておいてください。

●議長（稲井議員） 保健介護課長

●保健介護課長（豊原課長） 昨年まで定期的に進めていた部分につきましては、町立病院とも連携を図って進めていくというスタンスで協議中でございます。さらに新しい保健師の採用等々も近々一名ではございますが予定されておりますのでそういう新しい力の提供先ということも十分私ども考えながら対応していく、そういうことで考えているところがございますのでご理解をいただきたいと存じます。

(「もうすぐ六月だよ、いま協議してるんじゃないか始まらないでしょう。まあこれは不規則発言です。済みませんでした。」の声)

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（稲井議員） 日程第11 意見書案第2号 漁業生産活動における地域の環境整備に関する要望意見書を議題といたします。職員の朗読を行います。
- 議会事務局（高橋係長） 意見書案朗読。内容省略。
- 議長（稲井議員） 提出者であります佐齋議員に提案理由の説明を求めます。15番
- 佐齋議員 ただ今議題となりました意見書案第2号 漁業生産活動における地域の環境整備に関する要望意見書につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。
内容につきましては職員の朗読のとおりであります。本意見書案の提出に至った経緯といたしまして、平成18年2月16日の第1回臨時会において、奔渡第二実行組合から陳情第1号 漁業生産活動における地域の環境整備に関する陳情書が提出され、産業建設常任委員会に付託され、閉会中の審査となりました。
その後、3月14日の第一回定例会において委員会審査の報告をし、陳情第1号は採択と決定したところであります。これを受けて今般、当該地区の漁業生産活動の環境整備のため簡易舗装修復などの措置が早急に講じられるよう要望するものであります。どうか議員各位の特段のご理解とご賛同をいただきますことをお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。
- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」の声)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。
- 議長（稲井議員） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。よって平成18年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時20分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年5月26日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
